

様式第 2 号

埼玉環高第 号
年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合
管理者 印

子ども手当額改定（改定請求却下）通知書

子ども手当の額の改定については、請求（届出・職権）により、下記のとおり改定（却下）しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に埼玉西部環境保全組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

記

1 額改定に関する事項

- (1) 改定後の算定の基礎となる子どもの数 人
- (2) 改定後の手当月額 円
- (3) 改定年月 年 月から
- (4) 改定（増・減額）の理由
()

2 改定請求却下に関する事項

却下した理由 ()

3 備考